

NEXCO東日本管内の高速道路における 次世代自動車充電インフラ整備ビジョン

平成25年12月

あなたに、ベスト・ウェイ。



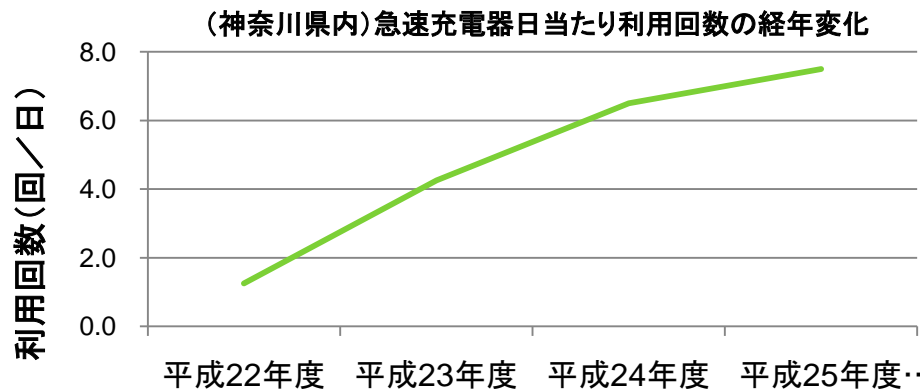
1. 充電インフラの現状

【現状】

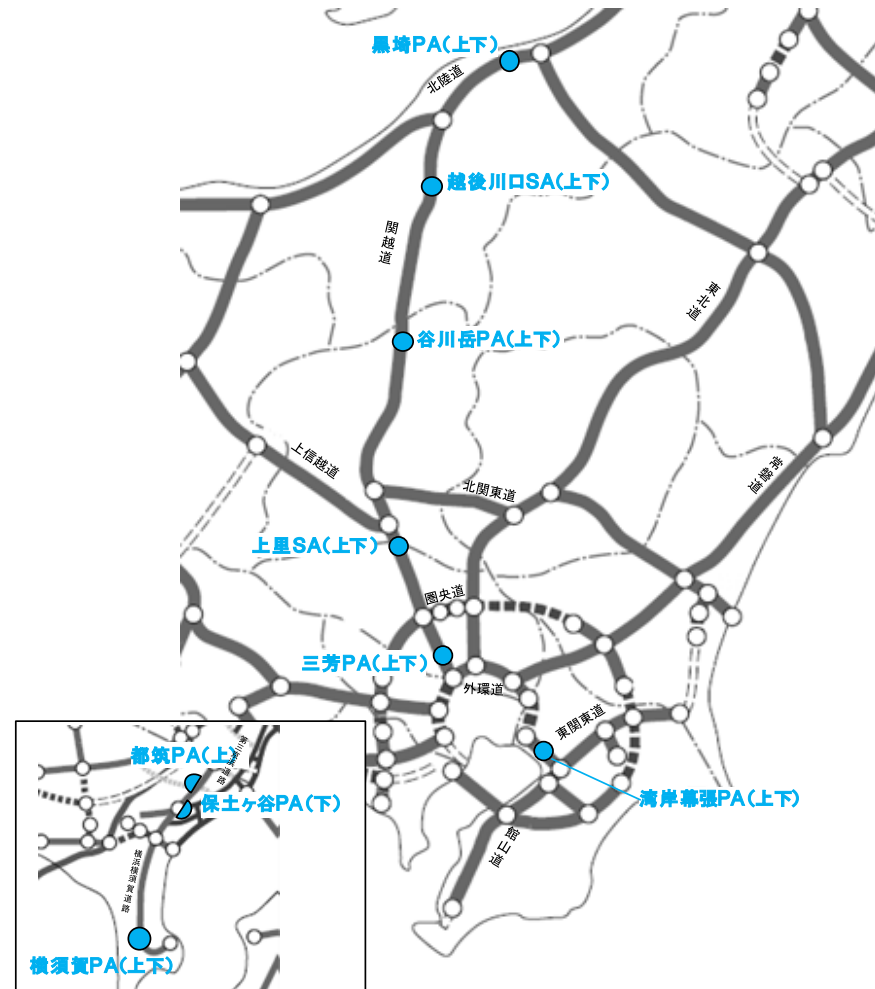
NEXCO東日本では、低炭素社会実現のための電気自動車普及促進に向けた取組みとして、平成21年度の第三京浜道路 都筑パーキングエリア・保土ヶ谷パーキングエリアへの整備に始まり、これまで合計16基の電気自動車用急速充電器を設置しているところである。

【利用状況】

H22年度までに整備した神奈川県内の4箇所（都筑、保土ヶ谷、三芳、上星）の平均利用回数は、当初、1回/日程度であったが、現在では8回/日程度となっている。



【位置図】

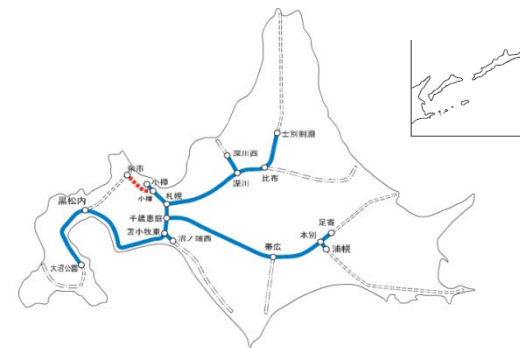


2. 充電インフラ整備箇所の考え方と整備箇所

NEXCO東日本では、電気自動車普及促進に向けた取組みとして、電気自動車用急速充電器を整備を行っていくため、経済産業省「次世代自動車充電インフラ整備促進事業補助金」(平成24年度補正予算)を活用し、今後(平成26年10月まで)の整備箇所として整備ビジョンを策定する。

【整備箇所の考え方】

- ・急速充電器は、高速道路のサービスエリア・パーキングエリアに整備する。
- ・現在の電気自動車及び急速充電器の普及状況及び交通動向等を踏まえ、首都圏内の移動、首都圏と周辺主要都市間の移動、主要都市内の移動を想定した範囲に配置する。
- ・既に設置している関越自動車道及び北陸自動車道(東京～新潟)の区間に追加で配置する。
- ・他の高速道路会社管理の高速道路との連続性を考慮した配置とする。
- ・1サービスエリア・パーキングエリア(上下別)あたり急速充電器1基とする。
- ・首都圏(埼玉県・千葉県・群馬県・栃木県・茨城県)内のサービスエリア・パーキングエリア44箇所に設置する。(対象道路:東北自動車道、常磐自動車道、関越自動車道、上信越自動車道、東関東自動車道、館山自動車道、北関東自動車道、首都圏中央連絡自動車道、東京湾アクアライン)
- ・上記を含め、NEXCO東日本管内全体で、約70箇所に設置する。
※首都圏以外のエリアについては、計画決定後、ビジョンを見直すこととする。



【NEXCO東日本の管理する高速道路】

管理延長 3,733km

サービスエリア・パーキングエリア 310箇所(平成25年12月1日現在)

3. 設置及び運営の要件

第1の事業の申請にあたり、一般社団法人次世代自動車振興センターが定める要件に加え、NEXCO東日本が管理運営している高速道路の特性を鑑みて、急速充電器の設置及び運営に関する要件を以下のとおりとする。

《設置及び運営の要件》

- ・NEXCO東日本管内に整備する急速充電器は、適正な配置間隔を確保し、同一なサービスを提供するため約70基を一括して整備・運営を行うことが望ましい
- ・具体的な急速充電器の整備箇所、サービスエリア・パーキングエリア内での設置位置については、NEXCO東日本と協議した上で決定する
- ・設置する充電インフラ設備の整備・資産所有区分については次項に示すものとする
- ・24時間/日の運営を行うものとする
- ・利用者からの問合せや機器の故障に常に対応できる体制を構築するものとする
- ・整備した設備は、常に良好な状態が保たれるよう定期的な点検を行うものとする
- ・運営期間は、原則運用開始後8年間とする(8年後以降については別途協議する)
- ・利用状況等のデータを整理し、NEXCO東日本が求める情報を共有する

4. 急速充電インフラ設備の整備と資産所有区分

高速道路における充電インフラとして整備する設備及びその資産の所有区分は下表のとおりとし、補助金の申請については共同申請を行うものとする。

なお、NEXCO東日本の資産・設備は有償で使用する事が前提となるが、詳細は別途決定する。

項目	内容	整備及び 資産所有者区分	
		整備・ 運営事業者	NEXCO 東日本
急速充電器	急速充電器、会員認証装置、非常用電源(200V電源)、電灯等	○	
	機器設置用基礎(コンクリート製)		○
電力供給設備	受配電設備改造、引込み柱、配線(受配電設備・引込み柱～開閉器)、配管、開閉器		○
	配線(開閉器～急速充電器)	○	
駐車ます	舗装、路面標示、縁石、車止め		○
案内看板	高速道路上、休憩施設内		○
積雪寒冷地対策	駐車マス上の上屋		○